

別添

規則等の名称	処分基準（生活安全編）
根拠法令	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成16年法律第83号）
趣旨	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第212号）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第243号）によるインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）の一部改正等に伴い、本県公安委員会が定める行政手続法に基づく処分基準の改定を行った。
概要	<p>1 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第212号）による改定</p> <p>○ インターネット異性紹介事業の停止命令（法第14条第1項関係）別紙2の別表の(21)中 「労働者供給」を「労働者の供給」 に、改めたほか、 「対する職業紹介、児童に対する労働者の募集」の次に 「、児童に対する労働者の募集に関する情報若しくは労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報提供」 を加える等所要の改正を行った。</p> <p>2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第243号）による改定</p> <p>○ インターネット異性紹介事業の停止命令（法第14条第1項関係）別紙2の別表の(50)及び(51)を追加する改定を行った。</p>
施行日	令和4年7月12日（別表(21)については、同年10月1日）
県民意見等を募集しなかった理由	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第212号）による語句の整理等であり、全国の警察において一律の運用を図る必要があるところ、警察庁から示された審査基準及び処分基準に沿う内容での策定としており、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。
その他参考事項	